

大分県報

令和二年
号外（九五）
十一月三十日

（月曜日）

目次

規則

肥料取締法施行細則の一部改正……………一

○規則

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十九号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和二十五年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、「規定による」を削る。

第三条及び第四条第一項中「同条第二項の規定による」を「同条第三項の」に改める。

第五条中「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「第四条による」を「第七条の」に改める。

第一号様式中「~~品質確保法~~」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に改める。

第四号様式中「~~肥料取締法~~」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。